

定 款

令和5年（2023年）3月1日現在

IWATSU

岩崎通信機株式会社定款

第 1 章 総 則

第 1 条 【商 号】

当社は、岩崎通信機株式会社と称し、英文では I W A T S U
E L E C T R I C C O . , L T D . と称する。

第 2 条 【目 的】

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報機器、通信機器および電子応用機器の製造、販売
- (2) 電子・電気計測器、制御装置および事務用機器の製造、販売
- (3) 印刷関連機器、事務用機器およびこれらに係る消耗品の製造、販売
- (4) 再生可能エネルギー等による発電および電気の供給、販売
- (5) 前各号に関連する各種機器、装置、部品および材料の製造、販売
- (6) 前各号に関連するシステムの設計、ソフトウェアの開発、販売
- (7) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (8) 古物商
- (9) 不動産の賃貸、管理
- (10) 前各号に関連する設計、工事、保守、修理
- (11) 前各号に付帯する一切の業務並びに投資

第 3 条 【本店所在地】

当社は、本店を東京都杉並区に置く。

第 4 条 【機 関】

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 【公告方法】

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行ふ。

第 2 章 株 式

第 6 条 【発行可能株式総数】

当会社の発行可能株式総数は、3,000 万株とする。

第 7 条 【単元株式数】

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条 【自己の株式の取得】

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 9 条 【単元未満株式についての権利】

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条 【株式取扱規程】

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 11 条 【株主名簿管理人】

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 【株主総会】

定時株主総会は、毎年1回6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。

第 13 条 【定時株主総会の基準日】

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第 14 条 【招 集】

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序にしたがい他の取締役がこれに当る。

- ② 株主総会は東京都内に招集する。

第 15 条 【議 長】

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序にしたがい他の取締役がこれに当る。

第 16 条 【電子提供措置等】

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 17 条 【決議の方法】

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条 【議決権の代理行使】

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第 19 条 【議事録】

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 20 条 【定員および選任】

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。
- ③ 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
- ④ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ⑤ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第 21 条 【任 期】

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 22 条 【役付取締役】

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条 【業務の執行】

取締役社長は、取締役会の決議を執行し、業務を統轄する。取締役副社長および専務取締役は、取締役社長を補佐して業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐して日常の業務を分掌する。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序にしたがい他の取締役がこれに当る。

第 24 条 【代表取締役】

取締役会は、その決議によって当会社を代表すべき取締役3名以内を選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

第 25 条 【取締役会の招集通知】

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 26 条 【重要な業務執行の決定の委任】

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 27 条 【取締役会】

取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

第 28 条 【取締役会の決議の省略】

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 29 条 【取締役会の議事録】

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 30 条 【報酬等】

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第 31 条 【取締役の責任限定契約】

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第 423 条に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 32 条 【常勤の監査等委員】

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 33 条 【監査等委員会の招集通知】

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 34 条 【監査等委員会規則】

監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 35 条 【監査等委員会の議事録】

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第 6 章 計 算

第 36 条 【事業年度】

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第 37 条 【期末配当金】

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。

第 38 条 【中間配当金】

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

第 39 条 【配当金の除斥期間】

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

附 則

【監査役の責任限定契約に関する経過措置】

第 112 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

昭和13年(1938年) 8月14日制定
昭和18年(1943年) 1月25日改定
昭和19年(1944年) 7月10日改定
昭和20年(1945年) 10月20日改定
昭和21年(1946年) 6月11日改定
昭和22年(1947年) 12月10日改定
昭和23年(1948年) 11月29日改定
昭和24年(1949年) 3月10日改定
昭和26年(1951年) 6月20日改定
昭和28年(1953年) 11月27日改定
昭和30年(1955年) 11月29日改定
昭和31年(1956年) 11月30日改定
昭和34年(1959年) 11月28日改定
昭和35年(1960年) 5月30日改定
昭和35年(1960年) 11月29日改定
昭和38年(1963年) 5月29日改定
昭和40年(1965年) 5月29日改定
昭和42年(1967年) 5月30日改定
昭和44年(1969年) 11月28日改定
昭和48年(1973年) 5月30日改定
昭和49年(1974年) 11月29日改定
昭和57年(1982年) 6月29日改定
平成 3年(1991年) 6月27日改定
平成 6年(1994年) 6月29日改定
平成10年(1998年) 6月26日改定
平成14年(2002年) 6月27日改定
平成15年(2003年) 6月27日改定
平成16年(2004年) 6月29日改定
平成17年(2005年) 6月29日改定
平成18年(2006年) 6月29日改定
平成21年(2009年) 6月26日改定
平成22年(2010年) 1月 6日改定
平成25年(2013年) 6月27日改定
平成28年(2016年) 7月 1日改定
平成29年(2017年) 6月23日改定
平成29年(2017年) 10月 1日改定
令和 3年(2021年) 6月25日改定
令和 4年(2022年) 6月24日改定
令和 5年(2023年) 3月 1日改定